

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
(障害福祉課)
一
- 県営土地改良事業計画の縦覧
(農村振興課)
一
- 土地改良区の管理規程の変更の認可
(大河原地方振興事務所)
一
- 選挙管理委員会
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数
二
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数
二
- 知事選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数
二

告 示

- 宮城県告示第七百八十三号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十五年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び所在地

指定障害福祉サービスの種類

設置者名

指定年月日

○四二一五〇〇四七三

ふくちゃんの家
大崎市岩出山字二ノ
構三番地一

生活介護

特定非営利活
動法人ドリ
ム・グリ
ン・プロ
ジェク
ト平成二十五年
九月一日

○宮城県告示第七百八十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営猿飛来地区土地改良事業（農村災害対策整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十五年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年九月十日から平成二十五年十月十日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第七百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、白石市土地改良区が管理する川原子頭首工の管理規程の変更を次のとおり平成二十五年八月二十八日認可した。
平成二十五年九月十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 佐 野 好 昭

川原子頭首工管理規程（変更概要）

一 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

頭首工地点からのかんがい用水の取水量は次のとおりとする。

五月六日から五月二十日まで毎秒〇・七八一立方メートル

五月二十一日から八月三十一日まで毎秒〇・六二八立方メートル

選挙管理委員会

○宮選管告示第百一号

平成二十五年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十五年九月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、〇七二

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三七、九五〇

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

| | | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| 青葉選挙区 | 七八、九四三 | 岩沼選挙区 | 一一、七二〇 |
| 宮城野選挙区 | 五〇、三八三 | 登米選挙区 | 二三、四一九 |
| 若林選挙区 | 三五、四五六 | 栗原選挙区 | 二〇、九六八 |
| 太白選挙区 | 六〇、六三八 | 東松島選挙区 | 一〇、八九四 |
| 泉選挙区 | 五八、四六〇 | 大崎選挙区 | 三七、〇三三 |
| 石巻・牡鹿選挙区 | 四三、九九五 | 柴田選挙区 | 二二、九七七 |
| 塩釜選挙区 | 一五、七五八 | 亘理選挙区 | 一三、一六〇 |
| 気仙沼・本吉選挙区 | 二三、四二一 | 宮城選挙区 | 一三、六九四 |
| 白石・刈田選挙区 | 一四、三三七 | 黒川選挙区 | 二三、七四一 |

| | | | |
|------------|--------|-------|--------|
| 名取選挙区 | 一九、四四七 | 加美選挙区 | 九、一六三 |
| 角田・伊具選挙区 | 一三、〇〇二 | 遠田選挙区 | 一一、九七二 |
| 多賀城・七ヶ浜選挙区 | 二一、九六八 | | |

○宮選管告示第百二号

平成二十五年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十五年九月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三七、九五〇

○宮選管告示第百三号

平成二十五年十月二十七日執行の宮城県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者一人当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

平成二十五年九月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

| テレビジョン放送 | 回数 | ラジオ放送 | 回数 |
|-------------|----|----------|----|
| 基幹放送事業者名 | 二 | 基幹放送事業者名 | 一 |
| 株式会社仙台台放送 | 一 | 東北放送株式会社 | 一 |
| 株式会社宮城テレビ放送 | 一 | | |